



# 「負動産を子供に残さない！」

～相続不動産の登記の義務化と

「相続して困っている土地」を手放す新制度～



登記しないまま放置している相続不動産…。令和6年4月から登記が義務化。また、相続して持て余している土地を手放す方策も昨年4月から始まっています。今すべきこと、してはいけないことを整理しましょう。

1. 不動産を相続して3年以内に登記しなければ、10万円以下の過料。

2. 分割協議がまとまらないまま10年たつと、分け方に制限が？

3. 「相続して困っている土地」を手放す制度の創設

など

開催日

**2024年5月30日(木)**

開催時間

**13:00～15:00 (12:40開場)**

開催場

**ホクト文化ホール(小ホール)**  
(〒380-0928 長野市若里1丁目1-3)



● 講師

**備 順子 氏**

## プロフィール

CFP®、1級FP技能士、税理士。備 順子 税理士事務所 代表。

関西大学文学部中国文学科卒業、公認会計士事務所に19年間勤務、平成21年6月 税理士事務所独立開業。

税理士業務のかたわら、専門学校等で経理実務、FP講座の講師、金融機関等の企業研修、一般消費者向け税金セミナーの講師、FPテキスト・問題集、雑誌等の原稿執筆を務める。

● 申込方法

コープながのホームページの「イベント情報」より、もしくは下記URL（2次元コード）の参加申込フォームよりお申込みください。お申込後ご案内と入場券を郵送いたします。  
(注 申込締切日は、5月20日(月)までです。)

[https://krs.bz/naga\\_coop/m?f=413](https://krs.bz/naga_coop/m?f=413)

● 参加費

無料。

● 託児なし



「くらしの見直し講演会」申し込み・お問い合わせ先

〒388-8555 長野市篠ノ井御幣川668番地

コープながの共済センター

TEL 026-261-1248

【受付時間】《月～金》9:00～18:00

